

財務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
90	日 地方に対する規制緩和	農業・農地	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原則、無償で国に返還することとなっているが、処分までの手続きに長期間を要するため、手続きの簡素化を求める。また、国に返還せず、都道府県知事の承認を受けて用途道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還不要とできるよう運用等の見直しを求める。	旧農地法第74条の2の規定により「国から市町村等に譲与された土地について、地元住民から市町村あてに払い下げの要望があった場合等、当該土地を処分するに当たっては、譲与条件に基づき国へ返還する。または、国へ返還せず都道府県知事の承認を受けて、用途廃止する必要がある。【支障事例】国(農林水産省)へ返還し、払い下げるには、農林水産大臣による不要地認定及び財務省への引継ぎが必要となり、財務省から処分の手続きを行うこととなる。財務省への引継ぎに当たっては、実測・境界杭の復元・境界確定が求められており、引継ぎまでに最低でも2～3年の期間を要している。また、国への返還不要の場合についても、国の事務処理要領において、譲与を受けた者による代替道路の整備等が条件として規定されているが、代替道路整備にも最低でも2～3年程度掛かる。当該土地は元々農業用道路等、農業用に供すべきものとして譲与されたものではあるが、現実には、譲与対象地周辺地域ではもはや農業が行われていない山林原野化しており、今後は開墾の予定もないといった地域も散見されているところ、迅速な処分が困難となっていることよって、地域における土地利用の促進に支障が生じている。また、公共事業用地に当該譲与対象地が含まれてしまう場合も上記の手続き等を経る必要があるため、事業が遅れる原因になることが予想される。以上を踏まえ、返還時の処分までの手続きの簡素化、及び、代替道路を整備せず、かつ国へ返還しないで手続を進められるよう運用の見直しを求める。	運用等の見直し等を行うことで、これまでよりも迅速に払い下げ等することが可能になり、地域の土地利用における利便性の向上及び行政の効率化に資する。	旧農地法第74条の2、第80条第1項、農地法関係事務に係る処理基準について別紙2第5(2)(平成12年6月1日12構改B第404号)、農地法関係事務処理要領の制定について4ー(3)ーア	財務省、農林水産省	宮城県			福島県、川崎市、京都府、鳥取県、愛媛県 ○当団体でも、用途廃止申請まで至るケースは少ないが、農政局へ返還を要するケースとなるが、事前協議する案件は年2～3件程度あり、譲与後に、周辺環境の変動(住宅が建つ等の市街化)が進んでいる箇所が多く、用途廃止する場合、譲与時点での農業用以外の公共的な利用(集落と繋ぐための道路、隣接集落等の雨水排水のための水路として兼用など)を整理し、事前協議していることが多い。返還がケースも多く、早期の土地有効活用之際しては、支障が発生する可能性が高い。この制度が出来た時代背景と現代では、状況は大きく変わっており、道路又は水路自体が利用されていないケースも見られ、土地の有効活用という観点から、返還しなければならない条件を無効とする又は公共利用であれば返還は生じない等、大きく緩和することは有効と考慮する。 ○公共事業等の事業用地に譲与対象地が含まれる場合に、事業の円滑な実施を妨げる要因となることが想定されるため、手続きに要する期間が短縮されるよう、手続きの簡素化及び要件の緩和等が必要。 ○譲与財産の国への返還やその後の処分にあたっては、土地の処分期間を要している。法定受託事務である以上、国の一定の関与が必要は性質であることから、農林水産省や財務省、譲与先である市町村等の関係機関と連携して、処分期間の短縮に努めていきたいと考えている。	【財務省】国有財産の管理及び処分にあたっては、財産の効用を全うさせ、常にその用途に有効に供しようとする必要がある。このことから、国有財産法第9条の5において、「各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない」とされている。特に引継ぎにあたっては、国有財産の売却や貸付を行う際に無用な支障が生じないよう、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などを確認しているところ。本件提案の事例においても、こうした観点から、同様の取扱いをしようとしているところ。また、返還時の処分までの手続が速やかに図られるように、引継ぎに当たり支障が生じた場合には、個別に相談を受けて、適切な対応に努めてまいりたい。【農林水産省】売却等の処分にあたっては、境界確定等の手続きは不可欠であるため、これを不要とすることは困難。なお、手続きに長期間を要することについては、迅速に行う観点からその実態を調査してまいりたい。また、農道等として使用することを条件に国有農地等を市町村等に無償譲渡したものであり、代替道路等を整備しないにもかかわらず、目的外で使用する場合には、国への返還を不要とすることは困難。	
91	日 地方に対する規制緩和	農業・農地	旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣が不要地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理するよう運用の見直しを求める。	旧農地法第78条の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業上の利用に供しないものとして旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣より不要地認定がされた筆については、国有財産法第8条により原則農林水産省から財務省へ引き継ぐこととされているが、引継後の処分先の目処がつかないものについては、財務省に引継ぎを断られている。現状では財務省に引継ぎされない筆については、継続して県が管理しなければならなくなっている。都道府県が管理する根拠である旧農地法第78条第2項による法定受託は「自作農の創設又はその経営の目的に供するため」(同法同条第1項)に行われているところ、不要地認定された土地はこの目的に沿うものではないため、上記状況は適当なものとはいえない。なお、平成31年3月末時点で県が管理している国有農地は58筆。そのうち不要地認定済みが9筆あるが、なかには、平成23年8月に不要地認定されたものの引継・処分がされないままとなっているものもある。現在、管理内容としては見回りなどの現地確認、隣接地権者等への境界確定の依頼への対応、草刈り、不法占有に対する対応、毎年度の台帳価格改定作業といった事務処理等を継続して行う必要があるが、人員不足の状況において、県の事務と直接関係のないこれらの事務を他の業務と併せて実施していくのはかなりの負担となっているため、見直しをいただきたい。	不要地認定がされた筆について、法定受託事務による管理対象地から除外される等の制度改正がされれば、都道府県における負担の削減につながる。	旧農地法第78条第1項、第2項・第80条第1項、旧農地法施行令第15条、第16条第1項	財務省、農林水産省	宮城県			福島県、新潟県、長野県、京都府、愛媛県 ○当団体では、平成31年3月末現在、台帳に登録している国有農地は158筆、不要地認定済みの筆は半分も満たない。「平成31年までに国有農地を処分出来る状況にする。」という国の方針に基づき不要地認定や17条公告の処理を進めているが、旧所有者の特定等、古い文書を調査する必要がある。加えて境界確定を進める必要があり、課の体制からも同時に多くの筆を処理することは困難であり、大きくは進んでいない。財務省は、処分先が明確である道路や水路、払い下げ希望がある筆以外は、所管換を受けないスタンスであり、不要地認定や17条公告が完了して、速やかに財務省へ引継ぎを断られているが現在の状況。加えて所管換の事前協議に時間を要し、さらに財務省側担当者からの人事異動があった場合、再度最初から説明を求められることもしばしばあり、二度手間となるため負担が大きい。当該の担当職員も、殆どが他の業務とのかけ持ちであり、見回り、草刈業務発注後の履行確認、住民からの問合せ、境界確定申請の対応、財産処分のための自主的な境界確定等々、国有農地等の管理には多くの負担がかかっている。自作農創設などの目的を失い不要地認定された筆は、本来管理を目的としている財産とはなっており、財務省へ所管換手続きを進めることで、農林水産省が管理し、処分手続きを進めることが、適正かつ効率的である。 ○当県において不要地認定後の財務省への引継ぎに当たり、以下のような支障が生じている。 1 当県において管理している国有農地のうち不要地認定済みの土地は103筆あるが、引継後の処分先の目処がつかないものについては、財務省に引継ぎを受けてもらえないことから、県による管理が長く続き、管理費がかかること。 2 買取時からの詞(管理者不明、地域住民が利用)が設置されている土地について、当該詞の移設又は詞部分の分筆を求められている。移設は詞の管理者が不明であることから難く、分筆は、分筆後の土地が県管理のままとなることから、実施が難しい。結果として買受希望があるにもかかわらず、対応が停滞していること。 3 近年国土調査が実施された土地以外は、全て測量を求められていることから、測量予算の確保、測量の委託手続等に時間がかかること。 4 原則として買受希望がなければ引継ぎが行われないことから、買受希望者が現れた場合であっても、その時点から財務省への引継ぎ、財務省からの公告等の手続きが必要で、時間がかかることから、買受希望者の不利益にもつながっていること。 ○平成31年度末時点で、当県が管理している自作農財産344筆のうち199筆が不要地認定済み。農林水産省が既に農業利用目的に供さないと決めた土地であるにも関わらず、財務省への引継ぎが一向に進捗しないことから、本県における自作農財産の管理負担は提案県以上に大きい状況。管理者として、日頃の見回りや草刈り、不法占有の未然防止等の対応を行うだけでなく、かけ崩れ等災害発生時のリスクも負っている。少なくとも不要地認定済みの自作農財産(国有地)については、農林水産省で直接管理するよう見直しをいただきたい。	【財務省】管理番号90において回答した通り、国有財産法第9条の5の規定に基づき、各省各庁は国有財産の適正な方法による管理及び処分を求められていることを確認の上、引継ぎを行っている。一方で、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていない。ご指摘の処分先の目処がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱いとはならない。また、今般の提案を受けて、再度、全財務局等に対し、処分の目処が立たないことを理由に当省が引継ぎを受けないといったことがないように周知徹底することとした。なお、不要地認定された土地を法定受託事務による管理対象地から除外するかの検討については農林水産省において検討される事項である。【農林水産省】国有農地等は、農地改革以降、都道府県知事が取得・売渡しを行いながら管理してきており、その経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため、都道府県知事の法定受託事務(国費により管理費を充当)としているところ。このため、要望の土地について、都道府県の管理対象地から除外することは困難。一方で、引継ぎに時間を要している点については、引き続き円滑に引継ぎが行われるよう努めてまいりたい。	
92	日 地方に対する規制緩和	教育・文化	登録免許税を非課税とすべき境内地、境内建物についての詳細な基準や、具体的な事例集を作成するなど、非課税とすべき範囲を明確にする。	宗教法人が専ら自己又はその被包括宗教法人の宗教の用に供する境内地、境内建物については、所有権取得登記に伴う登録免許税は非課税とされており、「専ら…宗教の用に供する」か否かについては、宗教法人からの申請を受けて、都道府県知事が証明することとなっている。しかし、従来は別の用途に充てられていた土地を宗教法人が新たに買い増す場合に、どの程度の利用形態を予定しているか、非課税要件を満たすか否かの判断は困難な場合が多い。このことについて国税庁からは詳細な判断基準や事例集などは示されておらず、都道府県は手探りで判断せざるを得ない状況にある。このため、国税であるところの登録免許税の課税について、都道府県によって判断が分かればいけない他、効率的に事務を進める事が困難である。	宗教法人からの申請や相談により迅速かつ明確に回答することができるようになる。それによって、不動産取引等の法的地位の早期安定にも寄与できる。	登録免許税法4条2項、同別表3・12の項3欄1号、登録免許税法施行規則4条1号、昭和54年4月5日国税庁資産税課長回答	財務省、文部科学省	愛知県			石川県、福岡県、大分県 ○非課税証明については、過去の事例や他県の状況などを参考にしている。基準や事例集が示されれば効率的に事務を行うことができると思われる。(※参考…平成30年度の件数:15件) ○当県においても「専ら…宗教の用に供する」か否かについて判断がたく、非課税要件を満たすか否かの判断が困難な場合がある。具体的には、申請地(筆)が非常に広大で当該土地に境内建物や建っているがその他森林が広がっている場合、境内建物の占める範囲がどの程度であれば良いか、申請建物が納骨堂の場合、経営許可が出る前の段階で証明してよいか、(いつの段階で証明してよいか)などが争われる。この他様々な事例があることから、より迅速な対応が実現するため、具体的な事例集を作成し、宗教法人及び事務担当者に周知したことが望まれる。	御提案の内容を踏まえ、関係省庁と連携の上、今後の対応の方向性を検討してまいりたい。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
90	<p>本提案の目的は、払下げ要望等があった際に迅速な処分を可能とすることにあるが、現行制度では国へ返還する場合、代替道路を整備する場合、それぞれ期間を要し、事務も負担となっている。</p> <p>迅速な処分が可能となるよう、実態調査の結果を踏まえて、手続きの迅速化のための方策を検討いただくとともに、売却に伴う収益を国に返還する場合や、市町村、都道府県の公共事業等において当該国有財産を事業に編入する際に、事業が地域振興等に供すると認められる場合などについては、代替道路等の整備以外の方法によって、国への返還を不要とできる要件を追加できないか再度検討いただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>〇過去に市町村等に譲与された土地については、実態調査の結果、現行の手続においては、地域住民から払下げ要望があった場合や、公共事業用地となった場合においても迅速に処分が行えていない実態が明らかになった場合には、売却益を国に返還することを前提に市町村等が自ら処分することを可能とするなど、事務負担に配慮しつつ迅速な処分を可能とするための方策を検討するべきではないか。</p>	<p>【財務省】 各財務局等における国有農地等の引継ぎの実態について調査した結果、処分の目処が立たないことを理由に引継ぎを受けないという取扱いは確認できなかった。他方、提案団体を含む各地方公共団体より改善要望が出されていることから、 ・境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていれば、処分先の目途がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱いはなっていないこと ・国有農地の引継ぎについて円滑に処理を進めること ・引継ぎ事務の迅速化の観点から、国有農地等の引継ぎ事務の明確化、事務処理期間の標準化等 について、年内に各財務局等、地方農政局及び地方公共団体に対して、書面により周知徹底を図ることとした。</p> <p>【農林水産省】 市町村等に譲与された土地について、用途廃止に伴う国への返還や代替道路等の設置に向けた手続の期間等の実態調査の結果、地域住民から払下げの要望があった場合や公共事業用地となった場合の国への返還から処分までの手続が長期間を要している場合は、その要因を踏まえ、迅速な手続きが行われるよう必要な事務の明確化等を図ることにより運用の改善を図る。</p> <p>また、譲与した農業用の道路等の代替道路等の設置については、譲与した道路等が公共事業用地等となった場合に必要道路等が、農業用以外であっても当該地域の住民の生活上必要な道路等として公共的性格があると認められる場合は、代替道路等として取り扱うことができるよう取扱いを明確化する。</p> <p>なお、売却益を国に返還することを前提に市町村等が自ら処分することを可能とすることについては、譲与した土地は、国費で買収した国民共有の財産であり、地域の農業生産や生活に必要な公共施設であるから無償で市町村等に譲与しているものであり、それを用途廃止する場合は、国有財産として適正な方法で処分を行う必要があることから、慎重な対応が必要と考えている。</p>
91	<p>当県に限らず、引継ぎに係る書類等が全て整っているものであっても、財務省への引継ぎが行われない土地を抱えた自治体はあると考えている。全財務局等に対し、処分の目処が立たないことを理由に引継ぎを受けないといったことがないよう速やかに周知徹底していただきたい。</p> <p>また、農林水産省から「その経緯や現場の状況を踏まえて管理を行うため」法定受託事務としての回答があったが、県からは不要地調査提出の際、対象地の経緯や現場の状況を農政局へ説明しており、国も「その経緯や状況を踏まえた」上で不要地認定を行っている。そのため、不要地認定後は国において「その経緯や状況を踏まえて管理を行う」ことが可能であり、国により不要地認定された土地を旧農地法による法定受託事務として県が管理を続けなければならない理由はないので、不要地認定を行った国有農地等について、国において管理できないか再度検討願いたい。</p>		<p>【新潟県】 農林水産省は、都道府県の法定受託事務としている理由を「経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため」としているが、国有農地等の不要地認定手続きの際は、県から対象地に係る経緯や現場の状況を十分に説明し、国(地方農政局)はその状況を理解した上で、不要地認定を行っている。そのため、少なくとも不要地認定された国有農地等については、国においても経緯や現場の状況を踏まえた管理は可能と考える。</p> <p>また、不要地認定した後も農林水産省が直接管理しない仕組み自体が、財務省への国有農地等の引継ぎに積極的に取り組まない要因にもなっているのではないか。</p> <p>【長野県】 財務省及び農林水産省からの回答では、共同提案した理由である財務省への引継ぎ及び測量が進まない問題が解消されないことから、不要地認定を行った国有農地等については、国が管理するよう運用の見直しを求めたい。国が管理することが困難であっても、次の2点について運用の見直しを求めたい。</p> <p>1 都道府県では、国有農地の一般会計移管後に加わった財務省への引継ぎ事務が大きな負担となっている。引継ぎは、ルールが不明確で財務事務所や担当者によって必要な対応が異なることや、財務事務所から国有財産の管理状況について、都道府県が一方的に指摘を受ける状況に、大変苦慮・困惑している。このため、引継ぎについては、都道府県が財務事務所とやり取りすることがないよう、国有財産事務に精通する農林水産省の担当者が行っていただきたい。</p> <p>2 財務省への引継ぎ等に必要な測量について、毎年縮小する交付金を活用して実施しているものの、事務量及び費用上の制約から本県では年間10件程度にとどまっている。このペースでは、50年後も国有農地等の管理を続けなければならない状況であることから、不要地認定後に農林水産省において、まとめて実施していただきたい。</p>		<p>〇都道府県が法定受託事務として一部の管理事務を担っている国有農地等について、不要地認定が行われた後の財務省への引継ぎに係る事務等を整理し、都道府県に担わせている法的根拠を明らかにしていただきたい。</p> <p>〇提案団体のほか、複数の追加共同提案団体からも、国有農地等の財務省への引継ぎの際、処分の目途が立たないことを理由に引継ぎを断られているとの声が届いているところ、財務局における実態を踏まえ、処分の目途が立たないことを理由に引継ぎを断るような運用が行われないよう、財務局及び地方公共団体に対して書面で周知徹底するなどの必要な措置を講じるべきではないか。</p> <p>〇不要地認定後の土地であって、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除等の引継ぎに当たって確認すべき事項の確認が済んでいるものについては、一定期間経過後は農林水産省において速やかに引継ぎ、財務省への引継ぎを行う運用とするための方策を検討するべきではないか。</p>	<p>【財務省】 各財務局等における国有農地等の引継ぎの実態について調査した結果、処分の目処が立たないことを理由に引継ぎを受けないという取扱いは確認できなかった。他方、提案団体を含む各地方公共団体より改善要望が出されていることから、 ・境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていれば、処分先の目途がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱いはなっていないこと ・国有農地の引継ぎについて円滑に処理を進めること ・引継ぎ事務の迅速化の観点から、国有農地等の引継ぎ事務の明確化、事務処理期間の標準化等 について、年内に各財務局等、地方農政局及び地方公共団体に対して、書面により周知徹底を図ることとした。</p> <p>【農林水産省】 国有農地等の管理は、旧農地法第78条第2項に基づき農林水産大臣から都道府県知事に委任しており、都道府県が法定受託事務として行う事務としては、旧農地法施行令第15条第1項第2号に基づく維持及び保存(境界確定や越境状態の是正等)及び草刈りなど)や同条第4項に基づく引継ぎ等の処分の適正を期するために必要な資料の地方農政局(農林水産大臣)への提出の事務等がある。この提出資料の作成に当たり、都道府県は、地方農政局との引継ぎ事務の確認を経て、維持及び保存の管理主体として、その後の手続に手戻りがいよう、各県の財務事務所等と境界確定等が適正に行われているかを確認するための調査を行っている。</p> <p>また、財務省への引継ぎに係る事務については、都道府県からの資料をもとに、国有財産法施行令第3条に基づき地方農政局と財務事務所等との間で行われる。不要地認定後の土地については、財務省とともに、財務省への引継ぎに係る事務が迅速に行われるよう、必要な事務の明確化や事務処理期間の標準化等を図る。</p> <p>また、都道府県として境界確定等による財産の特定等の引継ぎに当たって確認すべき事項の確認が済んでいる事案については、都道府県から地方農政局へ当該事案の管理状況の概要について提出があった際は、地方農政局は必要に応じて、各県財務事務所等及び都道府県と管理の状況に係る課題等について調整を行うなど、円滑な事務が行われるよう運用の改善を図る。</p> <p>なお、これらにより、迅速な引継ぎのための手続が進むこと、管理については、維持及び保存に係る事務のうち、境界確定等は完了し、草刈り等の最小限の事務となることから、これを農林水産省の管理に整理替える手続を設けることは効率的ではないと考える。</p>	
92	<p>非課税の範囲の詳細な基準、非課税の要件の具体的な事例集があることにより、非課税とすべき範囲が明確化され、効率的な事務処理が可能となることから、ぜひ、早急な対応をお願いしたい。</p>					<p>登録免許税の非課税証明の事務に際し、登録免許税法別表第三の十二(第三欄第一号)において規定する「専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地」に該当するか否かについては、各々の宗教法人の特性や実際の使用状況等により、個別具体的に、都道府県知事において判断していただく必要があると考えており、ご提案の詳細な基準や事例集を示すことは難しいと考えている。</p> <p>そのため、引き続き、宗教法人事務の担当者が集まる研修などの機会において、積極的に都道府県の間で証明事務に関する情報交換をお願いしたいとともに、個別の証明事務に際し、登録免許税法の一般的な解釈(国税庁)や宗教法人法第三条の解釈(文化庁)に疑義が生じた場合には、必要に応じて、文化庁を窓口としてご相談いただきたい。</p>	

財務省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
	113	地方に対する規制緩和									その他	国税連携システムに係るデータ連携の拡大	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
113	<p>支障事例に示したとおり地方自治体では、コピー作業に毎年多くの人員と時間を割かれており、多大な負担となっている。</p> <p>提案が実現されれば国の負担が増加することになるが、国・地方自治体を通じて事務の効率化が図られると思われるため、行政全体としての費用対効果をしっかりと検証の上、ご検討いただきたい。</p> <p>また、e-Taxの利用率向上についても、積極的な対策を推進していただきたい。</p>		<p>【蓮田市】</p> <p>デジタル手続法により、政府はオンライン実施を原則としている。民間事業者を含めてコネクテッド・フロンティアを実現するために国は地方自治体にも情報の提供その他の必要な措置を講ずる必要があると考えられる。</p> <p>財務省の回答では「青色申告決算書や収支内訳書」を確定申告期間後に順次システムに入力しているの事だが、コネクテッド・フロンティアを実現するためにシステムに入力された「青色申告決算書や収支内訳書」の提供を毎年4月～5月に国税連携システムで回付する措置を講じていただきたい。</p> <p>【船橋市】</p> <p>財務省の回答に地方団体における効率化される事務量と税務署における増加する事務量の比較が必要との記載があった。このことについて、提案団体及び追加共同提案団体等から示された支障事例の中では個別に具体的な事務量(日数や人工等)の提示があったが、税務署として増加するであろう事務量の増加の見込みをご提示いただきたい。その上で、比較内容や長期的に見た際の費用対効果をデータとしてお示しいただきたい。</p> <p>また、両府省とも提案事項の実現は、難しいとの回答であったが、添付書類の中でもデータ入力の必要がない書類の画像データのみ提供等一部の対応だけでも可能かどうかについてもご回答いただきたい。</p> <p>最後にe-taxの普及について、国税庁及び地方団体双方にメリットがあることから、当市としても周知・広報の協力をやりたいと考えているが、今後のe-taxの普及促進の施策で各府省で予定しているものがあればご提示いただきたい。</p> <p>【春日井市】</p> <p>求める措置の具体的な内容として、国税連携システムを通して連携されるデータのうち、liffデータ(画像データ)の内容の拡充を求める。回答があったように連携されるXMLデータの入力項目の拡充が論点となっているわけではなく、各自治体が税務署へ調査に行き、現地で資料をコピーする作業に膨大な時間と人が割かれていることが課題である。画像データの拡充であれば、データ入力の伴わない事務であると推察されるため、検討されている程の多大な事務量や経費の増加は想定されない。申告書の資料編綴については、各自治体から税務署へ職員を派遣し作業を行っているが、連携される画像が拡充されるのであれば、後の調査事務に係る時間を編綴作業に回すこともでき、税務署での資料整理のスピードを上げることができる。コストとして懸念される事項は、イメージデータ作成におけるスキャニング機械の性能と資料編綴作業や資料保管を行うためのスペース確保及びデータ量が拡大することでのサーバー容量の拡充等が想定される。しかし、これらのためのコストについては、管内自治体からの人員応援による税務署の人員費の削減や、e-Taxによる申告へのシフトチェンジに伴う業務量の削減から相殺されると考えられる。また、回答された内容に係る増加コストと比較しても、極めて小さいコストで各自治体の業務削減を図ることができるため、三税協力の信頼関係の強化を推進するためにも連携データの拡充を求める。</p> <p>【南あわじ市】</p> <p>添付書類の入力されたデータが届かなくても、イメージデータさえあれば、住民税課税に必要な情報が確認できる。添付書類のイメージデータを送信できないものか、検討していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>【総務省】</p> <p>国税庁から聞き取ったところによれば、本提案の実現にあたっては、各税務署において、確定申告書と併せて新たに添付書類をデータ入力する必要が生じることから、特に確定申告期間中において、国税当局に多大な事務負担が生じることが想定される。仮に添付書類のイメージデータ(liffデータ)の提供を行う場合、イメージデータを作成するための各種添付書類の入力事務が発生することとなる。それらの事務を確定申告書の処理と同時にすることは、申告受付の繁忙期においては非常に困難であり、地方団体の賦課決定業務に間に合うように当該データを提供することは難しいと考えられる。</p> <p>申告書の受付業務等を担う国税当局の負担やイメージデータの提供を受けるための地方団体側のシステム改修等を考慮すると、現時点では提案事項の実現は難しいものと考えられるが、地方団体のご意見を踏まえ引き続き国税当局と検討を進めてまいりたいと考える。</p> <p>なお、e-Taxで受け付けた確定申告書は、青色申告決算書等を含めて国税側で受信した全てのデータが地方団体へ連携されることから、地方団体におかれては、納税者に対しe-Taxの積極的な利用を周知・広報いただきたい。</p> <p>また、市区町村から国税当局への確定申告書のデータ引継ぎを実施する場合でも、e-Taxによるデータ連携がされることとなるため、市区町村におかれては本施策を積極的に活用いただくとともに、都道府県におかれては市区町村に対し導入に際しての助言等を行っていただきたい。</p> <p>【財務省】</p> <p>【概要】</p> <p>提案の実現に当たっては、国税全体の増加事務量、システム改修・機器等整備費用、人件費、また、地方団体の事務量減少や地方団体のシステム改修・機器等整備費用にも多大な影響があると考えられる。</p> <p>また、添付書類等を含めてイメージするにはスキャン等の事務が発生するが、当該入力事務量の増加に伴い、申告書の回付自体が大幅に後ろ倒しになることで、地方団体の賦課決定等にも遅延等の影響が発生すると想定され、加えて、納税者からの苦情等の増加が予想されることから、ご要望いただいている対応は非常に困難である。</p> <p>e-Taxであれば、受信データは全て地方団体に回付されるため、上記のような課題は発生せず、国税庁としてはe-Taxを利用して申告の推進に積極的に取り組んでいるところである。地方団体におかれても、地方団体からのデータ引継ぎを実施していただくなど、更なるe-Taxの利用拡大にご協力いただきたい。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>書面の確定申告書に添付される青色申告決算書・収支内訳書、所得の内訳書及び各種控除の関係書類など(以下「各種添付書類」という。)のデータ連携を実現するためには、現状において入力を行っていない各種添付書類についても入力が必要となる。</p> <p>地方団体からの閲覧事務など、行政全体としての費用対効果を詳細に把握することは困難だが、地方団体からの提案を実現するに当たっては、国税当局において各種添付書類のデータを入力するためのシステム改修・機器整備費用等が膨大なものになると予想される(青色申告決算書や収支内訳書を除き、書面で提出された添付書類については現状入力を行っていないため、それらを入力するためのシステム開発が必要)。</p> <p>また、各税務署においては、1月～4月頃までの間は、申告相談、確定申告書の入力、申告額りの是正等を行っており、大量の確定申告書処理のために職員が超過勤務を行い、各種事務に対応しているのが現状である。このため、これらの事務に加えて、各種添付書類を入力し、入力した内容をデータ連携する場合、マンパワーが不足し、職員事務の負担(超過勤務)が増加するとともに、非常勤職員の追加雇用が必要となる(人件費の増加)。</p> <p>さらに、現状においては、確定申告書の内容を地方団体に回付することを優先して申告書入力や内容審査等の作業を行っているが、各種添付書類の入力を確定申告書の入力と並行して行った場合、確定申告書の地方団体への回付時期が遅れる可能性があるほか、申告額りがある納税者に対する是正連絡が遅れることにより、納税者からの苦情の増加にもつながることとなる。</p> <p>国税庁においては、スマホを利用した申告など、納税者が自宅等からe-Taxを利用した申告を行うことができるよう、環境整備を行うとともに、各種広報媒体を通じて周知・広報を行い、e-Taxを利用した申告の推進に取り組んでいるところである。また、令和2年分の確定申告からは、青色申告特別控除(65万円)を適用する場合はe-Taxを利用した申告が要件となるなど、制度面からもe-Taxの利用に向けた法改正がなされている。</p> <p>国税庁としては、納税者による自宅等からのe-Taxを利用した申告や地方団体からの申告書のデータ引継ぎを推進・拡大することにより、地方団体からの提案内容が解決すると考えているため、引き続き、地方団体におかれてもこれらの取組、特に地方団体からのデータ引継ぎにより一層のご協力をいただきたい。</p>	